

## 聖徳太子の政治原理

藤 田 清

### 摂政と法王

聖徳太子が早くすでに生前から法王大王と称せられ、歿後には「和国の教主」とたたえられたことは人のよく知るところである。しかし太子はまた推古天皇元年（五九三）からその殞年（六二三）に至る凡そ三十年間、摂政皇太子として万機を撰録し、飛鳥時代という文化の華を咲かせた大政治家でもあったのである。この摂政にして法王、政治家にして宗教家たるところに聖徳太子の聖徳太子たるゆえんがあり、そこにその後の日本仏教の大乗的、在家仏教的発展の根源を探ることができよう。こうした見地から太子精神を、その政治原理において考えて見たいと思う。今は主として日本書紀により、

### 文治

聖徳太子の政治原理といえは、先ず第一に考えられるものは十七条憲法であろう。見方によつては十七条全部が太子の政治理念だともいえよう。ここではこれをその構成面から考

えて見る。十七条憲法の構成については、すでに幾度か発表しているので精しいことはそれらの論文に譲り、今は必要な部分を抄出するに止める。十七条憲法の十七という数は、管子の天道九、地理八を合計した数であつて、恐らくは陰を八とし陽を九とする意味もあろうという岡田正之博士の説に従いたい。この説をもつて十七条を検すると、第一条の終りの部分が「何事不成」であり、第九条の終りの部分も「群臣共信、何事不成。群臣無信、万事悉敗」となつてゐる。第九条の場合、主たる部分は前の部分「群臣共信、何事不成」にあることは明らかであるから、第一条と第九条は何れも何事不成で終つてゐることにならう。次に第十条の終りの部分を見ると、「是以彼人雖愼、還恐我失。我独雖得、從衆同舉」とあり、第十七条の終りの部分は、「唯速論大事、若疑有失。故与衆相弁、辞則得理」となつてゐる。「還恐我失」といい「若疑有失」というのは何れも反省の意味があり、「何事不成」という積極的な決断とは対照的な関係で

あるといわねばならぬ。次に「何事不成」で一括された前半の九条を見ると、それぞれの条の冒頭の綱要は「一曰、以<sub>レ</sub>和為<sub>レ</sub>貴、无<sub>レ</sub>忤<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>宗」「二曰、篤敬三宝」「三曰、承<sub>レ</sub>詔必謹」のごとく、何れも命令形と見ることが出来る。しかし「還恐<sub>二</sub>

我失<sub>二</sub>」「若疑<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>失<sub>一</sub>」で括られた後半の八条を見るとその中十、十二、十四、十七の四条は「十曰、絶<sub>レ</sub>忿棄<sub>レ</sub>瞋不<sub>レ</sub>怒<sub>二</sub>人連<sub>二</sub>」「十二曰、国司国造、勿<sub>レ</sub>斂<sub>三</sub>百姓<sub>一</sub>」のごとき禁止形であり、十三、十六の兩条は内容的には禁止の意味が強く、したがって第十三条は「勿<sub>レ</sub>妨<sub>二</sub>公務<sub>一</sub>」を以て結び、第十六条は「不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>民<sub>一</sub>」を以て実質的な結語としている。なお第十条と第十五条は例外とすべきであるが、第十一条の「明<sub>二</sub>察功過<sub>一</sub>賞罰必当<sub>二</sub>」は第六条の「懲<sub>レ</sub>惡勸<sub>レ</sub>善、古之良典」と対応し、第十五条の「背<sub>レ</sub>私向<sub>レ</sub>公、是臣之道矣」はその結びに「故初章云、上下和諧、其亦是情歟」とあつて、第一条の「上和下睦」と対応するものであるから、これらを重ねて前半に出すことを避けて後半の部に位置付けたものであろうか。

このように見て来ると前半の九条は天道の部、陽の部であり、後半の八条は地理の部、陰の部であり、合して十七条をもつて天地、陰陽の道理を表わしたものであるといえよう。

そこで考えられることは、十七条の構成の骨格が何であるかということである。十七条全体としては第一条と第十七条とで首尾照応し、また天の部では第一条と第九条とで首尾照

応し、地の部では第十条と第十七条とで首尾照応しているのではないであろうか。その意味では、第一条、第九条、第十条、第十七条の各条にはそれぞれその位置に相当する意義があると考えることができよう。

先ず第一条であるが、いうまでもなく、「以<sub>レ</sub>和為<sub>レ</sub>貴、无<sub>レ</sub>忤<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>宗」の章である。「以<sub>レ</sub>和為<sub>レ</sub>貴」の出典は『論語』学而篇の「礼用<sub>レ</sub>和為<sub>レ</sub>貴」であるが、論語以外にも用例があるから、必ずしもこれを儒教思想でのみ解釈せねばならぬということはあるまい。むしろ和は無忤であると見ることが出来るが、忤は「さからひ」の意であるから、无忤は「さからひなし」である。「さからふ」とは反対する、対立するの意であり、忤のもつとも根元的なものは自他の対立であろう。无忤は対立がないのである。この和は無忤であるということをも仏教的に考えてゆくと、和とは自他の対立を超えた縁起であるといふことができよう。

このことについては第二条を併せ考える必要がある。第二条は篤敬三宝を説くのであるが、三宝とは仏・法・僧である。しかし太子はこの三宝の中でも特に法を重視せられたのである。「則四生之終帰、万国之極宗、何世何人、非<sub>レ</sub>貴<sub>二</sub>是法<sub>一</sub>」という時、三宝を法に帰一せしめているということが出来る。仏教の第一原理ともいふべき法は、縁起の法であるから、聖徳太子が四生之終帰、万国之極宗として仰がれた法

は、この縁起の法であつたと考えることができる。したがつて第一条の和は第二条の法と相通じるものであり、縁起であるということができよう。

和を貴び無忤を宗とするといつても現実には必ずしもそれが容易に実現する世界ではない。「人皆有党、亦少達者。是以或不<sub>レ</sub>順<sub>三</sub>君父、乍違<sub>三</sub>隣里<sub>二</sub>」、そもそもこれが現実である。しかしこの世界に処する方法がないではない。そこで太子は「然<sub>レ</sub>」と続ける、「上和下睦、諧<sub>三</sub>於論<sub>二</sub>事、事理自通、何事不<sub>レ</sub>成」とその方法を明確にせられている。上和下睦は恐らくは単に上下をのみさすものではなく、「或不<sub>レ</sub>順<sub>三</sub>君父、乍違<sub>三</sub>隣里<sub>二</sub>」とあることから見ても隣里すなわち左右をも含むものといえよう。さて上和下睦とは、上下關係を対立とは見ず、相依相待の縁起と見ることに通じよう。その上で「諧<sub>三</sub>於論<sub>二</sub>事」、すなわち納得のゆく話し合いをするのである。つまり縁起觀に立つてどこまでも納得のゆくまで話し合いをすすめるのである。その結果、「事理自通」し、それに従うことによつて、「何事不<sub>レ</sub>成」、すなわち成らざるものがないという結果となる。これが第一条の意義であらう。

第一条に照応するものは第十七条である。第一条が和を説くのに對して第十七条は、「大事不<sub>レ</sub>可<sub>三</sub>独断、必与<sub>レ</sub>衆宜<sub>レ</sub>論」と衆議の必要を説いている。特に結尾に「故与<sub>レ</sub>衆相弁、辞則得<sub>レ</sub>理」とあるのは、正しく第一条の終りの「諧<sub>三</sub>於論<sub>二</sub>事、

事理自通」と対応するものである。それは第一条において説いたところを、十七条憲法の結尾として、一層強調したものに外ならない。すなわち十七条憲法の主たる原理であるといえよう。

その他第九条に「信是義本、每事有<sub>レ</sub>信」とあるのは、第一条の和の根底が信であることを説いたものと考えることができ、第十条に「絶<sub>レ</sub>忿棄<sub>レ</sub>瞋、不<sub>レ</sub>怒<sub>三</sub>人違<sub>二</sub>」とあるのは、第一条の「無<sub>レ</sub>忤為<sub>レ</sub>宗」と同一趣旨に出たものであらう。第十条と第十七条とが結尾の部分において照応していることについては、既に一言した通りである。

以上を総合していえることは、十七条憲法に示されている政治の根本原理は、縁起觀に立ち對話によつて政治を行うということである。それは法王大王聖徳太子の政治原理であり、いつの時代にも妥当する政治原理であるといえよう。今聖徳太子の摂政時代を考えて見ると、少くも表面は内外ともに平穩であり、この政治原理が実践せられたことをうかがうことができる。

なお太子の政治原理をうかがうべき資料としては、この外にも三経義疏・法王帝説等があり、史実の上にも精しく考えれば更に見るべきものがあるかと思うが、今は省略する。

#### 軍事

聖徳太子の軍事面における原理については従来比較的輕視

されがちであつた。軍事と文治原理としての和とは必ずしも直接に結びつかかなかつたからであらう。しかし太子といえども実際の政治家であるから、軍事を抜きにした政治などあろう筈はない。否太子は軍事を極めて重視した政治家であつたといわねばならない。そのことにつき日本書紀によつて少しく考えて見たい。

先ず第一に推古八年二月に新羅、任那と相攻め、天皇が任那を救わんと欲し、この歳任那のために新羅を討つたことを挙げたい。しかしこの事たる決して一朝一夕のことではないのであつて、推古四年二月には將軍等の筑紫より上京したことを記している。『伊予風土記逸文』によれば、この歳十月には太子が慧聰法師、蘇我馬子と夷与村（道後）に遊んで温泉の効験を見、碑文一首を作つたとあるが、いうまでもなくこの地は後の伊予水軍河野氏の根拠地である。恐らくは太子のこの行も、その本来の目的は、伊予水軍の査察とか激励とかの意味を持つものであつたと思われる。

なお上原和氏の『斑鳩の白い道のうえに』によれば、鹿戸は、伊予国における彼の領地を巡行していたのであり、それを推測させる資料が、じつは、天平十九年（七四七）の『法隆寺伽藍縁起并流記資材帳』に見出されるという。また伊予の国にある法隆寺領は十四カ処に及んでおり、その中の骨奈島はいまの野忽那島であり、かつての伊予水軍の根拠地のあつ

たところである。なおこの伊予国から斑鳩の法隆寺のある大和国平群郡まで、瀬戸内海・大阪湾・大和川沿いに法隆寺領が、鎮のようにつらなつており、法隆寺は鹿戸の私寺であつたから、それらの所領は鹿戸自身が押えていたものである、としるされている。

推古天皇の十年二月には、太子の同母弟来目皇子を撃新羅將軍として新羅を討たしめられたが、四月皇子は築紫に至り、六月病臥し、越えて翌十一年二月に逝去された。そこで四月には皇子の兄当麻皇子を征新羅將軍としたが、赴任の途中王妃の死にあい、都に引返して遂に征新羅のことはなかつた。その後も外征のことはなくて、十五年には小野妹子を隋に派遣する等のが行われた。隋の統一等国際情勢の変化にともない、廟議にも変更があつたためであらう。この来目、当麻二皇子のような皇族をもつて將軍に任命したことは、従来例を見ないことであつて、殊に来目皇子のごとき同母弟をあてたことには、重要な意義があるのではないであらうか。恐らくこの征新羅將軍には、外に国威を顕揚すると共に、内にもまた朝廷の力を誇示し、諸豪族をこえて中央集権の実をあげようとするの意図があつたものであらう。また軍はそれを備えるだけで、別に用いなくてもおのずから他に影響するところがある。この場合も或いはそうした意味があつたのかも知れないと考えられる。

使わない軍隊といつても、正面から使わないといつたのは、軍隊を保有する意義がなくなつてしまふ。しかし太子が軍隊を使うことにいかに慎重であつたかは、これを山背大兄王を中心にした上宮王家の蘇我入鹿による滅亡によつてうかがうことができよう。書紀によれば、戦えば勝算ありとするものがあつたにも係わらず、父聖徳太子の「諸悪莫作・衆善奉行」の遺告に従つて、私情を抑え、最後には、三輪文屋君の必勝の策をも退けて、「卿の云う所の如くば、その勝ちなむこと必ず然らむ。但、吾が情に十年百姓を役はじと冀ふ。一身の故を以て豈万民を煩勞らしめむや。又後世に民の吾が故に由りて己が父母を喪へりと言ふことを欲せず。豈其れ戦勝ちて後に方に丈夫と言はむや。夫れ身を損ひて国を固くせば、亦丈夫ならざらむや」といい、「吾が一身をば入鹿に賜ふ」といつて、子弟妃妾一時に自経して死ぬに至つた。この一事は太子直接のことではないが、しかし太子の軍隊に対する態度をうかがわしめるものであらう。

結語

以上の所説、これを要約すれば、聖徳太子の政治原理は、文においては、和すなわち無忤の縁起観に立つて対話し、事理を明らかにして、これを實現せんとするにあつた。また武にあつては、軍備を充実して、しかも確実に掌握し、用いずして効果あらしめ、たとえ用いるとしても容易にこれを動か

さないことにあつたといふことができよう。これがその政治原理の大綱である。

- 1 『伊予国風土記逸文』の「湯岡碑文」に依る。
- 2 親鸞聖人の「皇太子聖徳奉讃」の和讃に依る。
- 3 「憲法十七条の思想的研究―その構造とその撰者―（聖徳太子研究第四号）」（藤田 清）参照。
- 4 縁起観に立ち対話によつて処理するあり方は、世俗化としてこれを多方面に適用することができよう。私はこれを応用仏教學の原理と考えている。
- 5 『斑鳩の白い道のうえに』（上原和）、『伊予文化史の研究』（景浦稚桃）参照。
- 6 この日本書紀の訓読は『神典（大倉精神文化研究所刊）』による。
- 7 山背大兄王に対する見方については、金戸守先生の示唆を得た。